

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成23年2月1日
【会社名】	株式会社ポプラ
【英訳名】	POPLAR Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 目黒 真司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年5月27日に提出いたしました第35期（自平成21年3月1日至平成22年2月28日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 3 評価結果に関する事項
- 4 付記事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすものと判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

今般、当社の連結子会社である株式会社キリン堂薬局において不適切な会計処理が行なわれていた疑いが生じ、当社にて調査（社内調査委員会）を実施いたしました。本調査により、同連結子会社において、過年度から架空在庫計上が続いて行なわれていたことが明らかになりました。また、当該不正行為を隠蔽するため、棚卸データの改竄などが行なわれていたことが明らかになりました。これにより当社は、当該不適切な会計処理及び不正行為の決算への影響額を調査し、過年度並びに本年度の決算訂正の結果として、平成19年2月期から平成23年2月期第2四半期までの有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書について訂正報告書を、平成23年2月期第3四半期の四半期報告書を遅延で提出いたしました。

これらの事実は、当社の全社的な内部統制において、経営者の方針が連結子会社を含む全従業員に浸透していない部分があったこと、連結子会社に対する牽制が十分には機能していなかったこと、リスク識別及びその評価に不十分な点があったことなどの不備があり、内部統制が機能しなかったことによるものです。

以上のことから、当社の全社的な内部統制、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制に重要な欠陥があったため、不適切な会計処理が行なわれ且つその発見に遅れを生じさせたものと認識しています。

4【付記事項】

(訂正前)

付記すべき事項はありません。

(訂正後)

当社では財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、社内調査結果を踏まえ、財務報告に係る内部統制の不備是正として、以下を再発防止の骨子として具体策の策定・実行に着手しております。

当社ではコンプライアンス重視の経営方針を明確に提示してまいりましたが、連結子会社及びその従業員に浸透しきれていなかったことを反省し、グループ内の全従業員に対して社長からメッセージを配信することで更なる徹底を図るとともに、当社と連結子会社間のコミュニケーションレベルの向上に努めます。

当社では内部通報制度を導入しておりますが、この浸透が不十分であったため不適切な会計処理の早期発見につなげることが出来ませんでした。今後は内部通報制度による通報を迅速に行えるよう、制度の理解を深め活用の促進につながる教育を継続的に実施してまいります。

連結子会社における財務報告の不適切な会計処理を防ぐため、当該連結子会社での棚卸業務の精度を向上させるとともに、当社にて当該連結子会社の会計処理を行なうことといたします。

当社ではリスクマネジメントシステムを導入しておりますが、全社的な内部統制において連結子会社における不適切な会計処理に関しては未然防止・早期発見に繋げることができませんでした。今後は発生防止に向けて、同システムの充実を図ります。

当社事業の中で連結子会社に対するモニタリングが十分には機能していなかったと認識し、当社と連結子会社間の効果的な監視・牽制体制を再構築いたします。

以上の ~ に基づいた再発防止策について、内部監査・内部統制部門より、モニタリング結果を取締役会に報告することといたします。